

資料 1 : リスク分担案

本事業では、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）に示された「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に基づき、国が担当する業務に伴うリスクについては国が、選定事業者が担当する業務に伴うリスクについては選定事業者が管理することを基本とする。

リスク顕在化の結果、発生した損失や追加的支出は、第一義的には当該リスクの管理者が負担するものとする。ただし、当該リスクを国及び選定事業者の双方が管理することができない場合や、帰責事由が当該リスクの管理者以外にある場合は、その限りではない。

以下、(1) においては、国と選定事業者との間でのリスク分担の概要を、また、(2) においては、顕在化したリスクの費用負担に関する基本的な考え方を示す。

(1) 国と選定事業者の間でのリスク分担

①国が管理するリスク

本事業の実施に関して、国が管理する主なリスクは、表 A-1 に示す通りである。

表 A-1 国が管理する主なリスク

	No.	リスクの種類	リスクの内容
全期間 共通	1	入札説明書等	入札説明書等、国の提示する文書や資料の誤り又は変更
	2	事業用地	事業用地取得、利用可能性確保、地盤条件・地下埋設物に関する情報誤認、土壌汚染等の瑕疵、文化遺産の発見等
	3	要求水準変更	要求水準書等の変更
	4	近隣対応	本事業の実施そのもの、本施設の設置、又は国が選定事業者に対して提示する条件に関する近隣住民への説明等の対応
	5	第三者賠償	事業者事由以外による第三者への損害の発生等
	6	事業継続	国の事由による事業の中止等
	7	事業契約上の債務の不履行	事業契約において国が負う債務の不履行
段階 設計 建設	8	施設整備費	直轄工事の変更等、国の事由による施設整備費の増大
	9	完工遅延	直轄工事の遅れ等、国の事由による完工遅延
理 段階 維持 管	10	サービス対価支払	サービス対価の支払遅延・不能等

②選定事業者が管理するリスク

本事業の実施に関して選定事業者が管理する主なリスクは、表 A-2 に示す通りである。

表 A-2 選定事業者が管理する主なリスク

	No.	リスクの種類	リスクの内容
全期間共通	11	許認可取得	許認可の取得遅延・失効等
	12	資金調達	必要資金の調達不能、調達費用の増減等
	13	環境影響	有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等による環境への影響の発生
	14	要求水準未達	要求水準を満足しない状態の発生
	15	近隣対応 ^(注1)	選定事業者が実施する業務に関する近隣住民への説明等の対応
	16	第三者賠償	選定事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことによる第三者への損害の発生等
	17	事業継続	選定事業者の事由による事業の中止等
	18	事業契約上の債務の不履行	事業契約において選定事業者が負う債務の不履行
設計・建設期間	19	調査	選定事業者が行う地形、地質、測量等の現地調査の不備、誤り等
	20	設計	本施設の設計の変更、不備、誤り等
	21	施設整備費	本施設の設計・建設に関する費用の増減 ^(注2)
	22	建設工程	本施設建設工事の工程変更
	23	工事監理	本施設建設工事の監理の不備、誤り等
	24	電波障害	本施設建設工事に伴う電波障害対策の発生
	25	建設現場での事故	本施設建設工事に関する事故の発生
	26	完工遅延	本施設の完工時期の遅延
維持管理期間	27	運営開始遅延	本施設の運営開始の遅延
	28	維持管理費の増加 ^(注3)	本施設の維持管理に関する費用の増減
	29	施設の瑕疵	本施設の工事等に係る瑕疵
	30	セキュリティ ^(注4)	本施設の破壊、進入、その他セキュリティに関する事件の発生等

(注1) 「近隣対応」には、本施設建設工事に関する近隣住民への対応・対策も含まれる。

(注2) 物価変動による施設整備費用の増減は、表 A-3 の「No.34 物価変動」を参照のこと。

(注3) 物価変動による維持管理費用の増減は、表 A-3 の「No.34 物価変動」を参照のこと。

(注4) 「No.30 セキュリティ」については、要求水準書に定められた範囲内において選定事業者が管理するものとする。

(2) 顕在化したリスクの費用負担

上述のように、国又は選定事業者が管理するリスクの顕在化により発生した損失や追加的支出は、当該リスクの管理者が第一義的に負担するものとする。ただし、帰責事由が当該リスクの管理者以外の者にある場合は、帰責事由を有するものが負担するのが妥当である。その場合の負担に関する考え方は、以下の通りである。

- ①国が管理するリスクであっても、選定事業者の責めに帰すべき事由によってリスクが顕在化した場合には、それにより生じた損失や追加的支出は、選定事業者が負担するものとする。
- ②選定事業者が管理するリスクであっても、国の責めに帰すべき事由によってリスクが顕在化した場合には、それにより生じた損失や追加的支出は、国が負担するものとする。
- ③国又は選定事業者のいずれかが管理するリスクについて、国及び選定事業者の双方の責めに帰すべき事由によりリスクが顕在化した場合には、それにより生じた損失や追加的支出は、国と選定事業者がそれぞれの帰責割合に応じて負担するものとする。
- ④国又は選定事業者のいずれかが管理するリスクについて、国及び選定事業者以外の者の責めに帰すべき事由によりリスクが顕在化した場合には、それにより生じた損失や追加的支出は、帰責事由を有する者に負担させるものとする。(ただし、その者を特定でき、かつ法的責任を負わせることが可能な場合に限る。)
- ⑤国又は選定事業者のいずれかが管理するリスクについて、何人にもその帰責事由がない場合、帰責事由を有する者が特定できない場合、或いは帰責事由を有する者に法的責任を負わせることが不可能な場合は、リスクの顕在化は不可抗力事由によるものとみなす。

国及び選定事業者の双方が管理することができないリスクの顕在化により発生した損失や追加的支出については、基本的に国が負担するものとする。ただし、一部については選定事業者による負担を求めるものとする。具体的な費用負担は、表 A-3 の通りとする。

表 A-3 国及び選定事業者が管理できないリスクの費用負担

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
全期間共通	31	法制度の新設・変更	本事業に直接影響する法制度の新設・変更	国
			本事業に直接影響しない法制度の新設・変更	選定事業者
	32	税制度の新設・変更	選定事業者の利益にかかる税制度（法人税等）の新設・変更	選定事業者
			上記以外の場合（消費税の変更を含む。）	国
	33	金利変動 ^(注5)	事業契約締結日まで	国
			事業契約締結日以降	選定事業者
	34	物価変動	本施設の整備業務に係る対価の元本に含まれる費用項目の物価変動	選定事業者
			維持管理業務に係る対価に含まれる費用項目の物価変動 ^(注6)	国 選定事業者
	35	不可抗力 ^(注7)	天災（要求水準で定めた範囲内のもの） ^(注8)	選定事業者
			天災（要求水準で定めた範囲を超えるもの）、人的災害、その他の不可抗力 ^(注9)	国 選定事業者

(注5) 「金利変動リスク」とは、国が支払うサービス対価の金利と選定事業者が金融機関から借入れを行う際の金利の差異に関するリスクをいう。なお、契約締結日以降の維持管理期間中においても金利の見直しは行わないものとする。

(注6) 「維持管理費に係る対価」の金額（契約締結時）は、物価変動を考慮して維持管理期間中、毎年見直し（増額又は減額）を行うことができるものとする。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない。

(注7) 「不可抗力」に関し、天災、人災、その他の不可抗力事由を以下のように定義する。

天 災：地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等
 人 災：戦争、テロ、暴動等
 その他：放射線汚染、航空機の落下、車両その他の物体の衝突等

(注8) 天災に関して要求水準書で定める範囲は、選定事業者による保険等を用いたリスクの回避の可能性や、リスク回避に必要な費用等を考慮して設定するものとする。

(注9) 天災（要求水準で定めた範囲を超えるもの）、人災、その他の不可抗力に関するリスクは基本的に国が負担するものとする。ただし、一部については選定事業者による負担を求めるものとする。負担限度等については、契約書案等において示すものとする。